

令和 5 年 6 月 21 日現在

機関番号：34304

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01228

研究課題名（和文）19世紀ドイツ法学におけるsystem概念史

研究課題名（英文）History of the Concept of System in 19th Century German Jurisprudence

研究代表者

耳野 健二（Mimino, Kenji）

京都産業大学・現代社会学部・教授

研究者番号：60271128

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,100,000円

研究成果の概要（和文）：フーゴの1798年の法人間学において、法の形而上学的要因を説明する中で「関係」概念が明示的に説明され、これが私法の哲学の理論的基盤を提供している。サヴィニーにおいては、1840年の『体系』において法関係概念が法体系の基盤として明確に位置づけられている。ベートマン＝ホルヴェークは自由概念と関係概念の二重構造からなる法理解を一貫して示しており、関係概念に基づく法体系の哲学的基礎づけを行なっている（1832年、1840年、1867年、1876年）。以上から、18世紀末から19世紀後半まで、少なくとも一部の法学者たちには、「関係のシステム」として法を捉える立場が継続的に見られたと言える。

研究成果の学術的意義や社会的意義

サヴィニーらにより展開された近代ドイツ法学は、しばしば概念法学や法実証主義と称され、その精密な体系性の追求にとらわれ、現実から遊離したのではないかと批判されることがある。本研究の成果は、フーゴ、サヴィニー、そしてサヴィニーの忠実な弟子であったベートマン＝ホルヴェークが、学問的手法の洗練を試みつつ、人と人との関係、人と物との関係といった、現実的基盤を基に法体系の構築を試みるとともに、それを哲学的基礎にまで遡って基礎づけようとしたこと、を明らかにするものである。この意味で、本研究は、歴史法学のロマンステンによる法学が、現実との適切な関係を取り入れた優れた営みであることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In Hugo's Juristische Anthropologie 1798, the concept of "relationships" is explicitly explained as the metaphysical factors of law, which provides the theoretical foundation for the philosophy of private law. In Savigny's System 1840, the concept of legal relationships is explicitly positioned as the foundation of the legal system. Bathmann-Hollweg consistently presents an understanding of law that consists of a dual structure of personal freedoms and relationships, providing the philosophical foundation for a system of law based on the relational concept (1832, 1840, 1867, 1876). From the above, it can be said that from the end of the 18th century to the late 19th century, at least some jurists continued to take the position of understanding law as a "system of relationships".

研究分野：基礎法学

キーワード：サヴィニー フーゴ ベートマン＝ホルヴェーク 歴史法学 法実証主義 関係 法体系

1. 研究開始当初の背景

ドイツにおける近代ドイツ法学史の研究においては、system 概念に注目する研究が従来より蓄積されてきた。そこでは、近代法学における system 概念の成立とその哲学的性格が中心的論点となっており、研究対象としてサヴィニーの法理論が主に取り上げられてきた。

サヴィニーは、『現代ローマ法体系』第1巻(1840年、以下『体系』と呼ぶ)において、権利の体系、法律関係の体系、法制度の体系という三種の体系を提示し、それらの理論的基礎づけを試みている。そこでは、シュタールの法哲学(1830年)が参照され、背後にはシェリングの有機体の哲学との関連がうかがわれる。これは、サヴィニーが法の体系を純粋な規範の体系(外的体系)としてのみならず、社会生活に内在する秩序(内的体系)としても捉えていることを示している。

だが、サヴィニー自身がこれら三種の体系の相互関係について詳しい説明を与えなかったため、19世紀を通じて法学における体系概念は、やがて有機体論的-社会学的含意を失い、法律実証主義の意味での規範の体系として理解されるにいたる(概念法学の成立、民法典の編纂)。それは最終的には、エールリッヒのように、「裁判官の自由な法発見」の対極に体系的思考を位置づけ、体系的思考と現実の社会秩序の関連を切断して理解されるにいたる。

しかしながら、申請者の見るところ、このような法律実証主義の進展する19世紀なかば以降も、<人と人の諸関係の関係としての system>という形で、法の体系化を企図しつつ、同時に法と社会的現実との関連を維持しようとした法思想の系譜が存在した。いってみれば、これは法を(今日風にいえば)社会システムとしてとらえる立場の先駆けともいえるものである。だが、このような系譜は、従来の研究ではほぼ完全に見落とされてきた。

その理由としては、従来の近代ドイツ法学史の記述方法に起因するところが多い。すなわち、サヴィニーにより体系法学が構築され、それがプフタを経て前期イエーリングに継承され(いわゆる概念法学の成立)、その後イエーリングにおいて目的法学への転換が生じ、それが利益法学や社会法学へとつながってゆく。他方で概念法学の潮流は、パンデクテン法学の精緻化と民法典の編纂とともに法律実証主義が強化されてゆく。このような記述様式においては、system を社会の内部秩序を示す基本概念として位置付けることができない。

これに対して、法を「人と人の諸関係の関係」という視点から、いわば「社会システム」として捉える理論的系譜が、やはりサヴィニーを重要な起点として見られるように思われる、というのが申請者の着想である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、19世紀のドイツ法学史を素材としつつ、法概念と system 概念の連関を分析することで、法を社会システムとしてとらえる系譜が存在したことを明らかにすることである。

学術的独自性は次の点にある。すなわち、従来の研究ではこのような系譜の存在が見失われていたが、サヴィニー以降の幾人の法学者の法思想を系統的に分析することで、そのような系譜の存在を明らかにすることである。

第一に、サヴィニーにおける法体系論を「諸関係の関係としての法システム」として理解可能であるとともに、かかる見解がサヴィニー以外の歴史法学派においても見られたことを明らかにする。具体的には、サヴィニーの見解の最も深い理解者であったベートマン=ホルヴェークの法思想をサヴィニーの法体系論と関連させつつ分析する。ベートマン=ホルヴェークは複数の著作のなかで、サヴィニーの法思想について詳細な論評を残しており、これら进行分析することで、上記のようなサヴィニーの見解の特徴を明らかにする。

第二に、かかるサヴィニーとベートマン=ホルヴェークの法システム論をとりまく同時代の議論状況についても、「諸関係の関係としての法システム」という観点から分析を加える。具体的には、サヴィニーに先行し、その先達となったグスタフ=フーゴーによるカント認識論(近代的 system 概念の定礎はカント『純粹理性批判』に由来する)の受容の問題(フーゴーは法学の側からカントの認識論と法論を受容した) 1830年代のシュタールとプフタの法システムの基礎づけをめぐる論争、そして19世紀後半のピーアリングの著作におけるサヴィニーの法システム概念の受容とその意義、といった諸点について分析をおこなう。

3. 研究の方法

上記の課題設定に従い、各種の原著テキストの読解と分析を実施した。

4. 研究成果

(1) 論文「モーリツ・アウグスト・フォン・ベートマン＝ホルヴェークの法思想における〈自由〉と〈関係〉 ―「形式的自由」の導入をめぐる(1)(2)を公表した。論文としては未完であるが、さしあたり以下の点を本稿の成果としてあげることができる。第一に、ベートマン＝ホルヴェークという重要な法学者を邦語文献としてははじめて詳しく論じた研究であること。第二にベートマン＝ホルヴェークの生涯は、研究活動に着目すると前半期(1810年～1840年)と後半期(1862年～1877年)に分けることができ、そのいずれにおいても、独自の哲学的考察が行われていること。とりわけ、歴史法学派の一員としてサヴィニーとの緊密な関係にあったにもかかわらず、つねに独自の立場を模索しており、それは法の哲学的基礎付けにも見られる。とりわけ注目に値するのが、法体系の基礎づけの理論である。第三に、前半期の三つのテキストについて法の哲学的基礎付けを明らかにした。すなわち、1832年には二つの自由概念、法による自由と「最高の自由」がみられ、1838年には法を愛と同一視し、人間と神の共同体の形成の必要性が説かれ、1840年には法体系の基礎として「関係」が取り入れられている、ということを確認した。

(2) 石部雅亮「立法の思想史 ―一八世紀後半から一九世紀末までのドイツ―」(『法の理論』34所収)に対する書評を公表した。本論文は、18世紀における啓蒙主義の影響下による法と国家のありようを起点に、現代法システムの成立までを遠視しつつ、19世紀ドイツにおける法思想を要約的にまとめたものである。本論文がきわめて高い完成度をもつことから、書評では、類似テーマを扱った古典的論文「磯村哲「啓蒙期自然法論の現代的意義」(1956年)」との問題意識の関連性を指摘することで、読者に対して、わが国の近代法史研究の歴史への注意喚起をおこなった。

(3) 論文「モーリツ・アウグスト・フォン・ベートマン＝ホルヴェークの法思想における〈自由〉と〈関係〉 ―「形式的自由」の導入をめぐる(3完)(『産大法学』53巻3・4号)を公表した。これは、同論文の(1)(2)の続編であり、以下のような成果を得た。すなわち、従来の研究では、1850年代以降、ベートマン＝ホルヴェークは「形式的自由」の概念を自らの法思想に導入し、構成的法学へと歩みを進めたとされるが、このような見解には次の二つの点を指摘することができる。第一に、ベートマン＝ホルヴェークにとっての自由概念の重要性は疑問の余地がないものの、その自由概念は「形式的自由」につぎるわけではない。

ベートマン＝ホルヴェークは、初期から晩年にいたるまで、もう一つの自由、すなわち神の命令に基づく秩序に寄与する倫理的自由を法思想の中核的要素として維持している。彼はこれを「真の自由」あるいは「真の現実的自由」と呼んでいる。第二に、かかる倫理的自由は、人間と人間の「関係」と関連付けられている。ここにいう、「関係」とは、個人の自由を内在させつつ、そこで個人の意思が「超越的法則」に合致する選択をなすことを可能にさせる「自然的 人倫的關係」のことであり、神的秩序に満たさせた共同性のことである。このような「自由」と「関係」の二重構造こそは、ベートマン＝ホルヴェークの初期から晩年にいたるまで法変わることなくみられる、その法思想の基本構造である。

(4) 論文「モーリツ・アウグスト・フォン・ベートマン＝ホルヴェークの法体系の理論(1)」(『産大法学』第54巻3・4号)を公表した。本論文は、ベートマン＝ホルヴェークの法体系論を明らかにすることを目的とする研究である。その前半をなす本稿では、ティボーの法体系に関する一般理論を批判し、サヴィニーの同テーマの見解を擁護するベートマン＝ホルヴェークの理論を取り上げ、検討を行った。その結果、ベートマン＝ホルヴェークの理解によれば、サヴィニーは、法を「実在」と捉えつつ、自由な人格を考慮したうえで多様な種類の法関係の体系として法体系を論じていることが明らかになった。この点で、本稿は、歴史法学に属する法学者たちに共通の体系概念の一端を明らかにすることができた。

(5) 論文『「学問」としての法の成立 ―18世紀末におけるグスタフ＝フーゴの学問論』(『世界問題研究所紀要』(第36巻))を公表した。本稿は、ドイツの近代法学黎明期に活躍した法学者の学問論を取り上げ、その特徴を明らかにするものである。ヤン＝シュレーダーの研究を紹介したうえで、フーゴが法ドグマティック、法史学、法哲学の三区別の理論において展開した学問論を取り上げた。その結果、三区別の理論がすでに1799年には基本的に形作られているものの、これら三つの学科は、より上位の『市民法教程』の構成要素であり、それらには歴史を基盤とする「実証科学」としての性格が与えられていることが明らかとなった。これに伴い、フーゴの学問論においては、歴史的方法への強い志向性が見られるのに対して、体系的方法は重要な

役割を与えられてはいるものの、学問論との関係は相対的に希薄であることがうかがえる。

(6) ベートマン=ホルヴェークの法体系論の続きを検討した(拙稿「モーリツ・アウグスト・フォン・ベートマン=ホルヴェークの法体系の理論(1)」の続編)。ここでは、以下の点が明らかになった。

ベートマン=ホルヴェークは、法概念の導出方法として「分析的な手続」と「総合的な手続」の対比をあげ、前者をティボーの見解に、後者をサヴィニーの見解に見ている。「分析的な手続」とは、法概念を単なる二分法により分類することで法の各領域を区分する手法である。ベートマン=ホルヴェークによれば、この方法は「構成的指標」を欠いている。これに対して、「総合的な手続」は「構成的指標」に基づいて法の各領域を区分する手続である。

「構成的指標」とは、人格と物の関係、ならびにかかる関係の他人による承認のような「世俗的な関係」のことである。つまり、現実世界に由来する何らかの「関係」を参照することで、法領域の区分が行われ、それに応じて法の各領域が形成されるべきだと、ベートマン=ホルヴェークは考えていた。ただしそのような「関係」は、裸の経験として得られるのではなく、「人間の理性的意思」に基づいて「倫理関係」、さらには「法関係」として把握される。このような「法関係」を基盤として、ベートマン=ホルヴェークは、法の基本的な領域として、「人格法」「財産法」「家族法」「国家法」を設けている。以上のことから、ベートマン=ホルヴェークの構想する法体系は、いずれの法領域においても人間が形成する何らかの「関係」が基盤となっていることが分かる。

(7) フーゴの『実定法の哲学としての自然法』(初版 1798 年)における関係概念の位置づけを検討した。本書はカントの法論を受けて私法の哲学的基礎づけを「法人間学」に基づいて展開した独創的な著作であり、近代法実証主義の成立過程を解明する際の重要な著作である。その主要内容は、序論、法人間学、私法理論からなり、では自然法論の歴史が、では経験的命題による法秩序の基礎が、では、を踏まえた私法理論の叙述が展開される。この意味で、フーゴの法哲学は全体として、私法の哲学的(人間学的)基礎論を主要内容とする。その中で、今回の研究で特に注目したのはである。は(a)「動物としての人間」、(b)「理性的存在としての人間」、(c)「特定国家の市民としての人間」の三部に分かれ、全体として経験的命題からなる人間学として理解されている。注目すべきは、このうち、フーゴが(b)において明示的に関係概念の説明を行なっていることである。

フーゴによれば、自然法における関係とは、道徳から区別された、もっぱら合法性にのみ関わる形而上学的関係である。しかし、上述のようにフーゴは法人間学全般を「経験的命題」からなる知として説明しており、この点で、形而上学的地平に存在する関係概念が、かかる法人間学全般の性格といかなる関係に立つのか、問題となる。また、フーゴはかかる関係概念を基盤としつつ、私法体系の分類を展開し、これに従う形で私法理論の叙述を行なっている(上記のものがそれに相当する)。この点で、本書では system という用語は使用されていないが、理論構造の観点からは、<関係のシステム>がフーゴの法哲学において重要な骨格をなしていることが看取される。

(8) 以上から本研究の成果を次のようにまとめることができる。

フーゴの『実定法の哲学としての自然法』初版(1798年)の法人間学において、法の形而上学的要因を説明する中で「関係」概念が明示的に説明され、これが彼の私法の哲学の理論的基盤を提供している。サヴィニーの1840年の『現代ローマ法体系』第1巻において法関係概念が法体系の基盤として明確に位置づけられている。ベートマン=ホルヴェークは自由概念と関係概念の二重構造からなる法理解を初期から晩年にいたるまで、複数の著作において一貫して示しており、関係概念に基づく法体系の哲学的基礎づけを行なっている(1832年、1840年、1867年、1876年)。

ここに共通しているのは、関係を人間と人間の関係、あるいは人間と物との関係として把握する見方である。しかもそのような関係を類型化し、これを system として整理している。ここでは、概念による把握という学問的方法を通じて現実の社会的諸関係をどう捉えるかという、当時の法学者たちの企てを看取することができる。以上から、18世紀末から19世紀後半まで、少なくとも一部の法学者たちには、「関係のシステム」として法を捉える立場が継続的に見られたと言える。かかる認識は、これまでの近代法史研究において十分に考慮されてこなかった点である。

なお、ベートマン=ホルヴェークのテキストの分析を実施したところ、その法理論から同人の法体系に関する思想を取り出すことができるとの感触を得たことから、この点の分析にも注力した。従来の研究では、ベートマン=ホルヴェークを法体系の理論家として捉える研究は見られず、この点でも、本研究成果には独創性がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 耳野健二	4. 巻 54 (3・4)
2. 論文標題 モーリツ・アウグスト・フォン・ベートマン=ホルヴェークの法体系の理論(1)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 591-620
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 耳野健二	4. 巻 36
2. 論文標題 「学問」としての法の成立 18世紀末におけるグスタフ=フーゴの学問論	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 世界問題研究所紀要	6. 最初と最後の頁 139-174
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 耳野健二	4. 巻 53
2. 論文標題 モーリツ・ベートマン=ホルヴェークの法思想における<自由>と<関係>- - 「形式的自由」の導入をめぐって (3完)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 561-587
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 耳野健二	4. 巻 52巻2号
2. 論文標題 モーリツ・アウグスト・フォン・ベートマン=ホルヴェークの法思想における<自由>と<関係> 「形式的自由」の導入をめぐって	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 181-200
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 耳野健二	4. 巻 52巻4号
2. 論文標題 モーリツ・アウグスト・フォン・ベートマン＝ホルヴェークの法思想における<自由>と<関係> 「形式的自由」の導入をめぐって	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 115-136
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 耳野健二	4. 巻 67
2. 論文標題 (書評)石部雅亮「立法の思想史 一八世紀後半から一九世紀末までのドイツ」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法制史研究	6. 最初と最後の頁 501-503
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------